

令和7年度 鎌ヶ谷市立北部小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- ① 「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ② すべての児童が安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ③ いじめ問題の克服のために、教育委員会、家庭、その他の関係者と連携して取り組む。

（3）学校及び学校の教職員の責務

- ① 保護者、関係者、関係機関と連携し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。
- ② いじめ問題への対応は、組織で対応する。

（4）児童の責務

- ① いじめを行ってはならない。
- ② いじめが、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。
- ③ いじめを認識しながら放置しない。※いじめを認識した場合は、相談することが重要

2 「学校におけるいじめ防止等に向けた対策のための組織」について

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に務める組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は日常的にいじめの防止・早期発見・対処に努め、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家（スクールカウンセラー等）を追加するなどの柔軟な組織とする。また、重大な事案が起こった場合には、この組織が中心となって対応にあたる。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

- （1）安心・安全な学校運営
- （2）生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- （3）豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

4 いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- (1) アンケート調査を実施する。(年2回【6月・11月に実施】)
- (2) 心の健康観察を実施する。(定期的に実施)
- (2) 普段の生活の中で児童の話をよく聞き、丁寧に様子を観るように努める。
- (3) 保護者との連携に努める。 ※教育相談の実施
- (4) 教職員間における情報の共有に努める。 ※いじめに関する研修会の実施

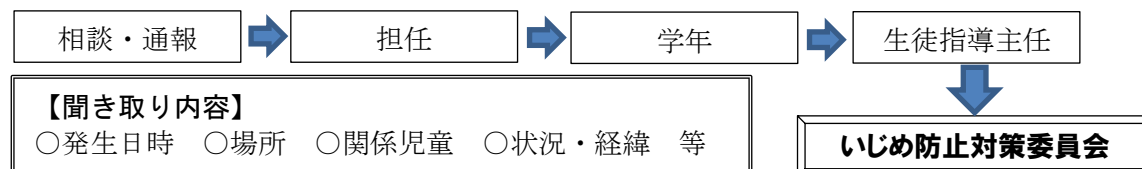
5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては十分に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

- (1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
- (2) 学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知 ※相談通報窓口を学校だよりに掲載

相談場所	連絡先
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみ言おう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077
鎌ヶ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ヶ谷市適応指導教室(ふれあい談話室)	047-445-4952
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html

- (3) 相談・通報からの流れ



6 いじめを認知した場合の対応

- (1) 個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、組織としての対応に努める。
- (2) 教育的配慮のもとでのケアや指導に努める。

7 公表・点検、評価等について

- (1) 学校基本方針は、学校のホームページに掲載する。
- (2) 学校評価を活用し、学校でのいじめ問題への取組等について評価する。

8 児童虐待防止に関する取り組み

- (1) 生徒指導・教育相談の充実を図る。
- (2) 児童虐待が疑われる場合には、迅速に対応する。
- (3) 教職員に対して、児童虐待に関する対応について周知する。